

令和7年度 世田谷区子どもインフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

世田谷区では、お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成いたします。
助成を希望される方は、下記の内容をよくお読みのうえ、接種を受けてください。

助成期間

- 令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)

助成対象者

- 世田谷区に住所を有し、**接種当日6ヵ月～15歳(中学生まで)のお子様**
※接種を希望するワクチンの種類によっては、接種開始年齢が異なります。

接種場所

- 世田谷区内の指定医療機関(指定医療機関一覧は、区のホームページに最新版を掲載しています。)
※上記以外の医療機関では助成は受けられませんのでご注意ください。

助成回数・金額

- 不活化ワクチン：2,000円(6ヵ月～12歳：2回、13～15歳(中学生まで)：1回)
- 経鼻ワクチン：4,000円(2歳～15歳(中学生まで)、助成は1回のみ受けられます。)
※医療機関から請求される接種費用が、接種1回あたり上記の金額分減額されます。

受付方法

- 世田谷区内の指定医療機関で、受付時に氏名と住所、生年月日が確認できるものを提示してください(乳幼児医療証、子ども医療証、健康保険証(有効期限内に限る)、資格確認書、マイナンバーカードなど)。
- 医療機関に備え置いてある助成券に必要事項を記入し、提出してください。

その他

- 医療機関によって、取り扱っているワクチンの種類が異なったり、予約が必要な場合があります。
必ず事前に医療機関に確認してください。
- 予防接種は保護者の同意が必要です。保護者同伴で医療機関を受診してください。
- 子どものインフルエンザ予防接種は任意の予防接種です。接種費用は医療機関により異なり、残額は自己負担になります(予防接種には健康保険は適用されません)。
- 予防接種前の検温・問診の結果、医師が予防接種できないと判断した場合、助成券は使用できません。
- 裏面の「**予防接種を受けるにあたり医師に相談する必要がある人**」のいずれかに該当し、主治医の監督下で接種を受ける必要があり、指定医療機関で接種できない場合は、事前に世田谷保健所感染症対策課までご相談ください。

インフルエンザとは

- インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症です。主な症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状と、のどの痛み、せき、鼻水などの症状が見られます。さらに、気管支炎や肺炎、小児では脳症を併発するなど、重症化することがあります。

インフルエンザ予防接種ワクチンについて

- インフルエンザの予防接種を行うことで、インフルエンザの発症や重症化を予防することが期待できます。効果が現れるまでに約2週間かかり、約5ヵ月間その効果が持続するとされています(効果は個人差があります)。
- 予防接種の有効性を高めるため、一般的には12月中旬までに接種することをおすすめします。
- 助成対象のインフルエンザ予防接種ワクチンは2種類あります。

種 類	不活化ワクチン(従来)	経鼻弱毒生ワクチン(追加)
接種方法	皮下注射	鼻腔内に噴霧
対象年齢	生後6ヵ月～15歳(中学生まで)	2歳～15歳(中学生まで)
接種回数	6ヵ月～12歳:2回 13歳以上:1回	1回
接種間隔	2～4週間あける	—
特 徴	・年齢により2回の接種が必要	・接種が1回で済む ・注射による痛みがない

(裏面も必ずお読みください)

※経鼻ワクチンは生ワクチンであるため、接種後にインフルエンザ様症状が出る場合があります。また、飛沫および接触により、周囲に感染させる場合がありますので、接種から1～2週間は重度免疫不全者との接触を避けてください。

副反応

- 副反応は、注射部位が赤くなる、腫れ、痛み、しこり、熱感、しびれ感などの局所反応、発熱、寒気、頭痛、関節痛、だるさ、めまい、吐き気などの全身反応があります。
- 通常は2～3日で治りますが、まれにけいれん、運動障害、意識障害、ショック、じんましん、呼吸困難が現れることもあります。重篤な副反応が見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種を受けることができない人

(共通)

- 接種当日に明らかな発熱(37.5度以上)のある人
 - 重い急性の病気にかかっている人
 - インフルエンザワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック(接種後約30分以内に起こる呼吸困難、じんましんなどのひどいアレルギー反応)を起こしたことのある人
 - その他、医師が予防接種に不適当な状態にあると判断した人
- (経鼻ワクチンのみ)
- 免疫機能に異常のある疾患を有する人及び免疫抑制をきたす治療を受けている人

予防接種を受けるにあたり医師に相談する必要のある人

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある人
- インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを疑う症状を起こすおそれがある人
- 過去にけいれんの症状を起こしたことがある人
- インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発しん等のアレルギーを疑う症状のみられたことがある人
- 過去に免疫不全の診断を受けている、及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人

接種後の注意

- 接種後30分くらいは急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に現れます。この間は体調の変化に注意しましょう。
- 接種部位はこすらず、接種当日の激しい運動は避けましょう。接種当日の入浴は差し支えありません。
- 万一、高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

定期予防接種の時期と重なった場合

- 定期予防接種とインフルエンザ予防接種の日程が重なった場合は、基本的には定期予防接種を優先しますが、地域の流行状況から、インフルエンザ予防接種を優先する場合があります。医師と相談のうえご判断ください。

麻しんや水ぼうそうなどにかかっていた場合

- 麻しんや水ぼうそうなどにかかった場合は、低下した免疫機能の回復を待つため、治癒後一定期間をあける必要があります。これらの病気にかかっていた場合は事前に医療機関にご相談ください。

インフルエンザ予防接種により重大な健康被害が生じた場合の救済

- 任意予防接種によって引き起こされた副反応により、入院や生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合は、医薬品副作用被害救済制度が利用できます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族一時金、遺族年金、葬祭料の区分があり、制度で定められた金額が支給されます。

世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2437 (世田谷区予防接種コールセンター)

FAX：03-5432-3022